

平成30年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会

会 議 録

平成30年2月21日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 会議録

平成30年2月21日(水) 午後2時15分開議

ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階 桜島の間

議事日程〔第1号〕

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定 |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 議案第1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 5 | 議案第2号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 6 | 議案第3号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 7 | 議案第4号 平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 議案第5号 平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 9 | 議案第6号 平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12人)

2番	上門	秀彦	議員	4番	欠員
5番	新原	春二	議員	7番	欠員
8番	欠員			9番	朝山 毅 議員
10番	蔵元	慎一	議員	12番	湯之原 一郎 議員
13番	平八重	光輝	議員	14番	木場 一昭 議員
15番	小野	光夫	議員	16番	名越 修 議員
17番	岩川	俊広	議員	18番	鎌田 愛人 議員
19番	元田	信有	議員	20番	欠員

欠席議員(4人)

1番	森	博幸	議員	3番	西平 良将 議員
6番	本坊	輝雄	議員	11番	笹山 義弘 議員

説明のため出席した者(12人)

広域連合長	岩切	秀雄	君	副広域連合長	川添	健	君
事務局長	前田	慎一	君	事務局次長	田中	逸朗	君
総務課長	佐藤	一郎	君	業務課長	山元	茂	君
総務課主事	菊永	真衣	君	業務課主事	堀田	和哉	君
業務課主査	田原	直子	君	業務課主事	久	郁弥	君
業務課主事	佐多	晃一	君	業務課主事	木下	輝之	君

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 古川 浩仁 君

＝開会：午後２時１５分＝

○議長（上門 秀彦君） これより、平成３０年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（上門 秀彦君） この際、諸般の報告をいたします。

まず、平成２９年１１月２６日付けで南さつま市長の本坊輝雄議員が、同年１１月３０日付けで奄美市長の朝山毅議員が、同年１２月１９日付けで前錦江町長の楠元忠洋議員が、平成３０年２月２日付けで前伊仙町議会議長の琉理人議員が、同年２月１１日付けで指宿市議会議員の前之園正和議員、前志布志市長の本田修一議員及び前志布志市議会議長の岩根賢二議員が、それぞれの市長、町長及び市町議会議員の任期満了に伴い、広域連合規約第９条第２項の規定により、広域連合議会議員を失職しましたことを御報告いたします。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、監査委員から、地方自治法第２３５条の２第３項の規定による「例月現金出納検査」の結果報告がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程〔第１号〕のとおりであります。

○議長（上門 秀彦君） それでは、日程第１「議席の指定」を行います。

去る、平成２９年１１月１０日付け、同年１２月１日付け及び同年１２月２１日付けの告示により実施された、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました、元田信有議員、本坊輝雄議員、朝山毅議員及び木場一昭議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、議長において、元田信有議員を１９番、本坊輝雄議員を６番、朝山毅議員を９番、木場一昭議員を１４番に指定いたします。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号９番 朝山毅議員及び議席番号１７番 岩川俊広議員を指名いたします。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第３「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（上門 秀彦君） ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 皆さん、こんにちは。

平成30年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の開催に際し、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多用の中、御出席を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ関係機関の御理解・御協力のおかげをもちまして、円滑な運営が図られていることに、深く感謝を申し上げます。

さて、去年は、後期高齢者医療に対する被用者保険者からの負担金の全面総報酬割が完全に実施されたほか、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例や高齢者に係る高額療養費制度の見直しなど、高齢者に関わる医療制度について、いくつかの改革が行われた年となりました。国においては、今後も引き続き、制度に係る様々な見直しの検討を進めることといたしております。

このような状況の中、当広域連合といたしましては、こうした国の動向を注視し、高齢者の方々が安心して医療を受けることができるよう、本制度の円滑な運営に努めるとともに、引き続き被保険者の皆様の健康の維持・増進を図ってまいりたいと考えております。

本日は、条例の一部改正及び一般会計・特別会計の平成29年度補正予算並びに平成30年度当初予算の7件の議案を提案いたしております。なお、本議会におきましては、平成30年度及び平成31年度の保険料率を

決定することとなっております、その算定に当たりましては、各面から検討してまいりました。何卒、慎重な御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第4 議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の1ページからでございますが、3ページをお開き願います。

このページ下の提案理由にございますように、今回の条例改正は、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、改正が必要となったものでございます。

すなわち、これらの法律の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、いわゆる行政機関個人情報保護法等が改正され、個人情報の定義が明確化されるとともに、要配慮個人情報の取扱いに関する規定が整備されたこと等から、当広域連合の個人情報保護条例においても、この法律に準じて改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容でございますが、新旧対照表で御説明申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。

第2条は、本条例で使用される用語の意義を定めておりますが、その第2号の個人情報の定義において、当該情報に含まれるものとして規定しているその他の記述等には、法改正により文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）が含まれることが明らかにされたことから、その内容を追加して、これを第2号のアとするとともに、個人識別符号も個人情報であると明確に定義されたことから、第2号のイとして「個人識別符号が含まれるもの」という規定を新たに設け、第3号に、その個人識別符号の定義について規定することとしております。

第3号のアに規定しております個人識別符号の例といたしましては、DNAとか顔や歩行の態様、指紋・掌紋等の個人の身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号である顔認識データや指紋認識データなどが、また、イに規定しております個人識別符号の例といたしましては、旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー、各種保険証の番号等がございます。

次に、法改正により、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する人種、信条、病歴等が含まれる要配慮個人情報に関する規定が整備されましたことから、これに準じて要配慮個人情報の定義を第2条第4号として新設することといたしております。

また、6ページの第14条に関してでございますが、要配慮個人情報の取扱いについて、一層の透明性の向上を図るため、個人情報を取り扱う事務の内容を記載して、一般の閲覧に供しております個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報を保有している旨を記載するよう改正することとし、個人情報取扱事務登録簿に記載すべき事項について規定している第14条第1項に、第7号を追加することとしております。

第17条は、保有個人情報の開示義務についての規定で、各号に開示できない不開示情報を列挙しておりますが、その第3号において、新たに個人識別符号が含まれるものを加えるとともに、併せて、7ページの部分開

示について規定している第18条第2項において、開示対象から除く部分に個人識別符号を加えることとしております。

この外、番号法の改正に伴い、条例第2条第7号の情報提供等記録の定義、及び、第37条の保有個人情報の提供先への通知についての規定を、それぞれ改正することとしております。

3ページにお戻りいただきまして、附則をご覧ください。

第1項に記載のとおり、改正後の条例の施行期日は、平成30年4月1日としております。

第2項では、広域連合長等の実施機関が現に保有している個人情報取扱事務登録簿であって、要配慮個人情報を含むものについては、改正後の条例の施行後、遅滞なく一般の閲覧に供することとしております。

また、第3項において、今回の個人情報保護条例の一部改正に伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の第2条第3項中に引用されている個人情報保護条例の号番号に号ずれが生じることから、9ページの新旧対照表に記載のとおり、第2条第3号を第2条第5号に改めることとしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第5 議案第2号「鹿児島県後期高齢者

医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

今回の条例改正は、一番下の提案理由にございますように、議案第1号の個人情報保護条例の一部改正に伴い、改正が必要となったものでございます。

主な改正内容でございますが、新旧対照表で御説明申し上げます。12ページをお開き願います。

第7条は、公文書の開示義務についての規定で、各号に開示できない不開示情報を列挙しておりますが、その第2号において不開示情報とされている個人に関する情報とは、個人情報保護条例の第2条第2号で定義されている個人情報と同じ内容でございます。

したがいまして、議案第1号の個人情報保護条例の一部改正において、同条例の第2条第2号の個人情報の定義にアとして、その他の記述等の内容を追加したことから、情報公開条例の第7条第2号においても同様の改正を行うこととしております。

なお、改正後の条例の施行期日は、平成30年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第6 議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の15ページからでございますが、今回の条例改正は、16ページ下の提案理由にございますように、保険料率の改定、保険料の賦課限度額及び所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額についての見直し、住所地特例の見直し等に伴い、改正が必要となったものでございます。

それでは、条例の改正内容を説明いたします前に、まず、平成30年度及び平成31年度における保険料率算定について、別冊でお配りいたしております議案説明資料により御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。

後期高齢者医療制度における保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により、広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定することとなっており、その保険料率は、2年毎に定めることとされておりますことから、今回、平成30・31年度の保険料率を定めようとするものでございます。

1 ページの総括表、左側の欄は保険料率算定に係る項目、中央の欄が今回の平成30・31年度保険料率に係る算定数値、右側の欄は平成28・29年度の保険料率算定時の数値でございます。また、右側の欄外に行番号を記載しております。

保険料率の算定方法でございますが、まず、医療給付費等総額や審査支払手数料など、平成30・31年度の2年間において、後期高齢者医療制度の運営に必要と見込まれる費用の額から、国・県・市町村の法定の負担金や、現役世代が加入する保険者からの支援金など、2年間で見込まれる収入の額を差し引いて、保険料収納必要額を算出いたします。

中央の欄を御覧いただきまして、行番号1番の給付費等総額から6番のその他（葬祭費等）までの各費用を合計した7番の費用の計5,402億7,708万4千円が、平成30・31年度の2年間における費用の見込額となります。

次の8番の国庫負担金から17番のその他（預金利子）までの各収入を合計した18番の収入の計4,918億5,451万4千円が、2年間における収入の見込額となります。

さらに、財政運営期間を通じて生じた剰余金は、原則、次期財政運営期間における収入として繰り入れられるべきものであることから、平成28・29年度に生じると見込まれる剰余金全額を、平成30・31年度の財政運営期間における収入として繰り入れることとしており、その額が19番の剰余金繰入額55億6,512万7千円となります。

また、20番に記載の財政安定化基金は、本来、広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、予想以上に給付費が膨らんだといったことで生じる財政不足について、資金の交付や貸付を行うために各都道府県に設置されているものでございますが、平成22年度の法改正により、当分の間、保険料率の増加抑制を図るために交付金を交付する事業に必要な費用に、同基金を充てることができることとされております。

しかしながら、平成28・29年度に生じると見込まれる剰余金全額を収入として繰り入れることにより、保険料率の増加抑制が図られることか

ら、今回は、県との協議により、同基金からの交付金額は見込んでおりません。

以上のことから、平成30・31年度における保険料収納必要額は、7番の費用の計から18番の収入の計と19番の剰余金繰入額を差し引いた額となり、それが、21番の428億5,744万3千円でございます。

この保険料収納必要額を22番の予定保険料収納率99.20%で除して、23番の賦課総額432億306万7,540円が算出されます。

保険料は、受益に応じて等しく被保険者に賦課される均等割と、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される所得割で構成されており、保険料率は、賦課総額のうち、均等割総額を被保険者数で除して均等割額を、また、所得割総額を被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等である旧ただし書き所得の合計額で除して所得割率を算定いたします。

なお、所得割総額と均等割総額の割合は、25番の賦課割合に記載のとおり、38対62としております。

以上の算定方法に基づき算定した結果、平成30・31年度の保険料率は、均等割額が26番のとおり5万500円となり、現行より1千円の減、また、所得割率が27番のとおり9.57%となり、現行より0.4ポイントの減となりました。

また、軽減後の決定保険料額合計が、単年度で28番の137億5,091万5,600円となり、この額を、24番の被保険者数で除したものが29番の軽減後の被保険者一人当たり保険料額で5万1,845円となります。

今回算定したこの軽減後の一人当たり年間保険料額5万1,845円を、33番の平成28・29年度における軽減後の年間の一人当たり保険料額の実績5万989円と比較いたしますと、856円の増となっております。

平成30・31年度の保険料率が、均等割額及び所得割率ともに現行より下がる結果となったにも関わらず、軽減後の被保険者一人当たり保険料額が増となった主な要因は、保険料軽減特例の見直しにより、軽減額が減少したことなどによるものでございます。

2ページをお開き願います。

1 保険料率改定に伴う厚生労働省通知の概要は、今回の算定に当たって、国から示された新保険料率算定に係る最終的な数値等について整理したものでございます。

2 平成30・31年度保険料率算定についての当広域連合の考え方は、今回の保険料率改定において、算定に必要な各種数値をどのように見込んだかについてまとめたものでございます。

1 ページ総括表に記載の各項目の数値につきましては、これらの内容を踏まえてそれぞれ見込み、算定したものでございます。

また、3 ページから10 ページに、新保険料率算定において用いた、被保険者数の推計、及び賦課総額の算定に係る費用の額と収入の額を取りまとめたものを記載しておりますので、お目通しください。

以上で、平成30年度及び平成31年度における保険料率算定についての説明を終わりました。引き続き鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正内容について、同じく議案説明資料により御説明申し上げます。

また、併せて議案書の新旧対照表もご覧ください。

議案説明資料の11 ページをお開き願います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正点の概要でございます。

なお、議案書は17 ページからでございます。

まず(1) 保険料率改定につきましては、先ほど説明いたしました今回の保険料率改定を踏まえ、平成30年度及び31年度の保険料率として、均等割額を5万5000円、所得割率を9.57%とすることとし、条例第9条及び第10条を議案書17ページの新旧対照表のとおり改めるものでございます。

次に(2) 賦課限度額の引上げにつきましては、賦課限度額が現行の57万円から62万円に引き上げられることとなっておりますことから、条例第11条を議案書17ページの新旧対照表のとおり改めるものでございます。

次の(3) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等

の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正につきましても、広域連合に対する国の負担について規定した高齢者の医療の確保に関する法律の第93条に、平成29年4月1日より、社会保険診療報酬支払基金に対する国の負担について規定した第3項が新設され、これは保険料の賦課総額の算定には関係しないことから、保険料の賦課総額の算定方法について規定しております条例第13条第1項第1号イを議案書18ページの新旧対照表のとおり改めるものでございます。

次の(4)所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額につきましては、平成29年度に引き続き、平成30年度においても経済動向等を踏まえ、低所得者の均等割額5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の見直しが行われ、均等割額5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が、現行の27万円から27万5千円に、また、均等割額2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が現行の49万円から50万円に、それぞれ引き上げられることとなっておりますことから、所得の少ない者に係る保険料の減額について規定しております条例第15条第1項第2号及び第3号を議案書18ページから19ページの新旧対照表のとおり改めるものでございます。

次の(5)住所地特例の見直しにつきましては、平成30年4月1日より、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる旨の規定が、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2として新設されますことから、保険料を賦課、徴収する被保険者に当該住所地特例の適用を受ける被保険者を追加することとし、保険料の納付について規定しております条例第22条、及び市町村が徴収すべき保険料の額について規定しております第23条の第1項を議案書19ページから20ページの新旧対照表のとおり改めるものでございます。

議案説明資料の12ページをお開き願います。

(6) 保険料軽減特例の見直しにつきましては、平成30年度以後の年度分の保険料算定に当たっては、平成29年度において2割軽減であった所得割額の軽減措置は廃止することとし、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減措置として、平成29年度は7割軽減であった均等割額の軽減が、平成30年度分の保険料の算定に当たっては5割軽減となりますことから、これら保険料軽減特例措置について規定しております附則第3条、第4条及び第6条を議案書20ページから22ページの新旧対照表のとおり改めるとともに、附則第5条を削り、附則第6条を第5条とするものでございます。

改正後の条例の施行期日は、平成30年4月1日としております。

なお、議案書16ページの附則第2項に記載のとおり、経過措置として、改正後の条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第7 議案第4号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第4号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ968万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,307万6千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金を968万円減額いたしております。これは、歳出における執行見込残等を減額することに伴い、その財源である市町村からの共通経費負担金を減額するもので、第4期分の市町村負担金で調整することとしております。

30ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費で133万4千円減額いたしております。これは、本日の定例会開催に必要な経費以外の執行見込残を減額するものでございます。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費で346万7千円減額いたしております。これは、総務課職員の時間外勤務手当の執行見込残、及び本年度新たに派遣された職員の赴任旅費の執行残、運営委員会及び幹事会における欠席委員に係る旅費等の執行見込残を減額するものでございます。

第3款第1項第1目 予備費で438万9千円減額いたしております。これは、昨年11月の平成29年第2回定例会でお認めいただいた第1号補正予算で増額した分を当初予算額に減額することで、市町村共通経費の

総額を少なくし、各市町村の負担金額を抑えようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第4号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第8 議案第5号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第5号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、御説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70億3,932万5千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,780億6,975万2千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明申し上げます。

議案書の40ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金を1億6,344万3千円減額いたしております。これは、歳出において、医療費適正化事業費等の執行見込残を減額することに伴い、その財源である市町村からの共通経費負担金を減額するもので、第4期分の市町村負担金で調整することとしております。

第2目 保険料等負担金を2億5,687万2千円増額いたしております。これは、保険料負担金の決算見込及び保険基盤安定負担金の確定に基づき増額するものでございます。

第3目 療養給付費負担金を5億4,983万4千円、その次の第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金を16億4,950万2千円、さらに、このページ一番下の第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金を5億4,983万4千円、それぞれ減額いたしております。これらは、いずれも法定の市町村、国及び県の定率負担分でございます。療養給付費の実績見込に基づき、それぞれ減額するものでございます。

40ページ中ほど、第2款 国庫支出金 第1項第2目 高額医療費負担金、及び41ページ一番上の第3款 県支出金 第1項第2目 高額医療費負担金を、それぞれ3,566万2千円増額いたしております。これらは、いずれもレセプト一件当たり80万円を超える高額な医療費が発生したとき、広域連合の負担軽減のため支援する国・県の負担金でございます。高額医療費の実績見込に基づき増額するものでございます。

40ページにお戻りいただきまして、第2款 国庫支出金 第2項第1目 調整交付金を5億4,105万2千円減額いたしております。これは、特別調整交付金が、その交付対象となる人間ドックや、はり・きゅう等利用費助成等の長寿・健康増進事業の実績見込、並びに健康診査に係る国庫補助金が予算額を超過したため、その不足分が特別調整交付金の対象となったことから5,029万3千円増額となるものの、普通調整交付金が、療養給付費の実績見込により5億9,134万5千円減額となることによるものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金を5,815万1千円減額いたしております。これは、ただいま特別調整交付金のところで説明いたしましたように、健康診査費補助金が国の予算額を超過したことから、その不足分は特別調整交付金の対象とすることとされ、交付申請額を下回る交付決定額となったことにより減額するものでございます。

41ページをご覧ください。

上から2番目、第3款 県支出金 第2項第1目 財政安定化基金交付金を12億2,500万円減額いたしております。これは、医療給付費の財源が不足する場合等に財政安定化基金から交付を受けることとしておりましたが、療養給付費の実績見込から、基金からの交付が不要と見込まれるため減額するものでございます。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金を26億4,732万6千円減額いたしております。これは、国保や被用者保険など現役世代が加入する保険者からの支援金でございまして、療養給付費の実績見込に基づき減額するものでございます。

42ページをお開き願います。

次に歳出でございまして。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費を5,020万4千円増額いたしております。これは、長寿・健康増進事業に係る市町村への補助金が、実績見込に伴い増となることなどによるものでございます。

第2項 医療費適正化事業費 第1目 レセプト点検事業費を1,425万4千円減額いたしております。これは、レセプト二次点検等業務委託料等に執行残が生じたことなどによるものでございます。

43ページをご覧ください。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費を61億4,551万8千円、第2目 療養費を1億1,654万円、それぞれ減額いたしております。これは、療養給付費及び療養費の実績見込に基づき減額するものでございます。

第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養費を3億9,434万4千円、第2目 高額介護合算療養費を2,411万6千円、それぞれ減額いたし

ております。これらは、いずれも今年度の実績見込に基づき減額するものでございます。

ページが飛びますが、45ページをお開き願います。

第7款 諸支出金 第1項第4目 償還金を1,960万1千円増額いたしております。これは、一番右端の説明欄に記載しておりますように、平成28年度の特別調整交付金返還金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金返還金など、国への返還金の確定等によるものでございます。

第8款第1項第1目 予備費を4億2,252万円減額いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第5号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第9 議案第6号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第6号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

議案書の49ページをお開き願います。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,610万7千円といたしており、53ページ及び54ページの事項別明細書の1.総括に記載のとおり、歳入歳出それぞれ前年度より226万円の減額となっております。

主な点について、55ページ以下の事項別明細書で御説明申し上げます。

議案書の55ページをご覧ください。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金は、市町村からの共通経費負担金でございますして、前年度より226万円減の8,610万5千円を計上いたしております。

56ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費は、定例会2回、臨時会1回分の議会開催経費といたしまして、前年度より33万3千円減の440万5千円を計上いたしております。

56ページから57ページにかけての第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費は、総務課派遣職員の人件費等負担金や時間外勤務手当、幹事会、運営委員会、各種会合の旅費、事務室の借上料などございまして、前年度より142万2千円減の8,028万8千円を計上いたしております。

減額の主なものは、平成30年度から新たに派遣される職員数が、29年度からの派遣職員数よりも少ないことによる赴任旅費の減や、国から要請された統一的な基準による財務書類等を作成するため、29年度に予算措置いたしました地方公会計標準ソフトウェア導入業務委託料が不要となることによる減などございます。

一方、当広域連合で使用している事務用クライアント機器等の長期継続契約に基づく賃貸借期間が平成30年9月末で期間満了となることから、10月以降の新たな賃貸借契約を締結する必要があること、また、広域連合の九州地域ブロック協議会の平成30年度秋期広域連合長会議が本県で

開催されることに伴う会場等の借り上げが必要となることなどにより、賃借料等は増額となっております。

58ページをお開き願います。

第2項 選挙費、第3項 監査委員費は、記載のとおりでございます。

第3款第1項第1目 予備費は、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第6号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 次は、日程第10 議案第7号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

○事務局長（前田 慎一君） 議案第7号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明申し上げます。

議案書の61ページをお開き願います。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,719億2,966万1千円といたしており、65ページ及び66ページの事項別明細書の1.総括に記載のとおり、歳入歳出それぞれ前年度より55億9,611万2千円の減額となっております。

また、61ページの第2条にございますように、一時借入金の限度額を、これまでと同額の15億6千万円といたしております。

主な点について、67ページ以下の事項別明細書で御説明申し上げます。議案書の67ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金は、業務課職員の共通経費や医療費適正化事業等に対する市町村の共通経費負担金でございまして、前年度より9,753万9千円増の6億3,072万1千円を計上いたしております。

第2目 保険料等負担金は、算出保険料見込額の増により、前年度より1億9,930万5千円増の202億3,630万円を計上いたしております。

第3目 療養給付費負担金は、216億3,930万1千円、その次の第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金は、649億1,790万5千円、さらにこのページ一番下の第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金は、216億3,930万1千円、それぞれ計上いたしております。これらは、法定の市町村、国及び県の定率負担分でございまして、いずれも算出基礎となる給付費等総額の減により、前年度よりも減額となっております。

67ページ中ほどの第2款 国庫支出金 第1項第2目 高額医療費負担金、及び68ページ一番上の第3款 県支出金 第1項第2目 高額医療費負担金は、レセプト1件あたり80万円を超える医療費に係る国、県の負担金でございまして、いずれも前年度より1億624万6千円増の10億9,238万7千円を計上いたしております。

67ページにお戻りいただきまして、第2款 国庫支出金 第2項第1目 調整交付金は、広域連合間の所得格差による財政力の不均衡を是正す

ることなどを目的に交付されるものでございまして、算出基礎となる給付費等総額の減により、前年度より5億4,916万3千円減の265億2,882万5千円を計上いたしております。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、重複・頻回受診者への訪問指導事業等に対する医療費適正化事業補助金、長寿健診や口腔検診事業に対する健康診査費補助金、及び、著しく高額な医療に関する給付の発生が財政に与える影響を緩和することを目的とした特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるための拠出金に対する補助金でございまして、前年度より1,025万2千円増の1億3,715万1千円を計上いたしております。

第3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、被保険者の保険料軽減特例措置に必要な経費として交付されるものでございまして、平成29年度からの保険料軽減特例の段階的な見直しが、平成30年度においても引き続き実施されることにより、前年度より2億5,856万1千円減の13億6,643万1千円を計上いたしております。

68ページをお開き願います。

上から2番目の第3款 県支出金の財政安定化基金支出金は、県との協議により平成30・31年度においては、同基金からの交付は見込まないことといたしましたことから計上いたしておりません。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金は、国保や被用者保険など現役世代が加入する保険者からの支援金でございまして、算出基礎となる給付費等総額の減により、前年度より28億6,889万円減の1,067億1,837万8千円を計上いたしております。

第5款第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1件あたり400万円を超えるレセプトのうち200万円を超える部分について、国保中央会が全国レベルで財政調整を行った上で交付する交付金でございまして、前年度より568万6千円増の3,843万7千円を計上いたしております。

69ページをご覧ください。

第6款 諸収入 第3項第1目 第三者納付金は、交通事故等に係る医

療費について、加害者への損害賠償請求事務を委託している国保連合会から納付される損害賠償金でございまして、平成29年度の実績見込から算出し、前年度より76万9千円増の3億1,896万2千円を計上いたしております。

第7款第1項第1目 繰越金は、平成29年度歳出予算の予備費の予算現額と同額となる55億6,512万7千円を計上いたしております。

70ページをお開き願います。

次に歳出でございまして。

70ページから71ページにかけての第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費は、電算処理システムの保守・運用や同システムの機器更改に伴うシステム構築等の業務委託料、電算処理システム機器等の賃借料、業務課派遣職員の人件費等負担金などございまして、前年度より1億127万1千円増の4億8,991万7千円を計上いたしております。

71ページ一番下の第2項 医療費適正化事業費 第1目 レセプト点検事業費は、レセプト二次点検等業務委託料や国保連合会への診療報酬明細書等データ作成業務委託料などございまして、前年度より2,248万6千円減の1億2,228万1千円を計上いたしております。

72ページをお開き願います。

第2目 訪問指導事業費は、重複・頻回受診者に対する訪問指導事業に係る市町村への業務委託料などございまして、前年度より869万円増の2,145万6千円を計上いたしております。

73ページをご覧ください。

第4目 医療費通知事業費は、年3回実施する医療費通知の郵送料と通知書作成業務委託料でございまして、前年度より675万4千円増の4,694万9千円を計上いたしております。

第5目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る国保連合会への業務委託料でございまして、前年度より19万9千円減の1,601万1千円を計上いたしております。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費は2,521億9,405万6千円、第2目 療養費は22億6,952万5千円、また、

74 ページ一番上の第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養費は116億38万9千円、第2目 高額介護合算療養費は2億6,590万円、それぞれ計上いたしております。これらは、いずれも平成30・31年度保険料率の算定に当たっての医療費見込に基づき、前年度よりも減額となっております。

73 ページにお戻りいただきまして、一番下の第2款 保険給付費 第1項第3目 審査支払手数料は、国保連合会へのレセプト審査支払手数料でございまして、平成30・31年度保険料率算定に当たっての審査支払手数料の見込に基づき、前年度より160万4千円減の5億5,163万8千円を計上いたしております。

74 ページをお開き願います。

中ほどの第3項 その他医療給付費 第1目 葬祭費は、平成30・31年度保険料率の算定に当たっての葬祭費の見込に基づき、前年度より320万円減の3億2,200万円を計上いたしております。

第3款第1項第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、1件あたり400万円を超えるレセプトのうち200万円を超える部分について、国保中央会が広域連合における高額医療費の発生による財政影響を緩和するために実施する特別高額医療費共同事業の財源となる拠出金でございまして、前年度より137万4千円減の5,286万3千円を計上いたしております。

第4款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費は、市町村が実施する健康診査に対する補助金等でございまして、平成30年度の受診率を20.2%、受診者数を5万3,511人と見込んで、前年度より1,781万6千円増の2億8,303万9千円を計上いたしております。

75 ページをご覧ください。

第2目 その他健康保持増進事業費は、前年度に75歳に達した被保険者を対象に実施する口腔検診事業に係る県歯科医師会等への業務委託料などでございまして、平成30年度の受診率を11.5%、受診者数を1,996人と見込んで、前年度より330万9千円減の1,143万3千円を計上いたしております。

76ページをお開き願います。

第6款 諸支出金 第1項第2目 保険料還付金は、前年度より207万4千円増の2,769万円を計上いたしております。

第7款 第1項第1目 予備費は、前年度より2億7,863万3千円増の36億4,695万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第7号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（上門 秀彦君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

○広域連合長（岩切 秀雄君） 定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも、関係各機関・団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について御理解・御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

○議長（上門 秀彦君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

＝閉会：午後3時18分＝

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 上 門 秀 彦

署名議員 朝 山 毅

署名議員 岩 川 俊 広